



Title	日米漁業摩擦の起源とその背景：いわゆる「ブリストル湾事件」に関する素描と一考察
Author(s)	小野寺, 五典; ONODERA, Itsunori; 廣吉, 勝治 他
Citation	北海道大學水産學部研究彙報, 47(1), 13-29
Issue Date	1996-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/24155
Type	departmental bulletin paper
File Information	47(1)_P13-29.pdf



日米漁業摩擦の起源とその背景

—— いわゆる「ブリストル湾事件」に関する素描と一考察 ——

小野寺五典¹⁾・廣吉 勝治²⁾

The Origin of Fishery Question between Japan and USA

—— A Historical Survey on the Bristol Bay Incident
over the Salmon Fishing ——

Itsunori ONODERA¹⁾ and Katsuji HIROYOSHI²⁾

Abstract

This report is an attempt to trace the course and the historical background of the Bristol Bay incident, which analysis of the US Department of State archives from 1934 to 1941 leads one to believe to be the origin of the subsequent US-Japan fishery conflicts. The Bristol Bay incident took place when two Japanese boats entered Bristol Bay in 1937 for the sole purpose of conducting salmon research.

Since the US media blew the matter up out of all proportion, the news ignited anti-Japanese movements in certain West coast cities. In consequence, President F.D. Roosevelt announced the necessity for creating a fishery conservation area.

Moreover, the Bristol Bay incident cast its influence on not only the Truman Proclamation, which was concerned with the open sea fishing treaty among Canada, Japan, and U.S.A., but also on the 200 miles fishing rules in the post WW2 era.

The results of this report are the four following points.

1. Even in the post WW2 era, the Bristol Bay incident had serious consequences for Japanese fishery policy, because her fishing industry was brought under US domination.
2. The origin of the hostility of the US Fishery policy towards Japan was the Bristol Bay incident, which was also the de facto cause of the 200 miles fishing limit.
3. Behind the Bristol Bay incident lay the battle in Japan among sea food companies with large scale capital for the monopoly of salmon fishing.
4. Judging from the above, the US-Japan fishery conflict should not be regarded merely as an economic issue between the two countries. The bona fide cause of it should be attributed to the battle for monopoly of the fishing industry waged by large scale seafood companies, which were able to wield political power, and the political parties opposing them.

Key Words: Fishery Friction, JAPAN and USA, Bristol Bay, Salmon, Truman Proclamation.

問題意識

本稿の目的は、日本と米国の間に発生した漁業摩擦の起源のひとつとその背景を明らかにする

¹⁾ 東北福祉大学
(Tohoku Fukushi University)

²⁾ 北海道大学水産学部生産管理学講座
(Fishing Production Management, Faculty of Fisheries, Hokkaido University)

ことである。

第2次大戦後の国際関係において、漁業はその産業的価値以上に政治的問題として扱われてきた。日本が国際社会に復帰したサンフランシスコ平和条約の締結や、日ソ共同宣言の交渉過程において漁業は重要課題であった。特に、米国は戦後の日本漁業に多くの警戒策を講じている。日本の敗戦の翌月に出された「公海漁業に関するトルーマン宣言」や日本漁船の出漁を禁じた「ダレス・吉田書簡」そして平和条約第9条の「漁業条項」など、終戦直後の日本の漁業に対する米国の政策は、かなりの過剰なものであった。これらの米国による対日漁業政策は、後に日米加漁業条約や200カイリ漁業水域の設定に大きな影響を及ぼすことになる。

なぜ、米国は日本の漁業に対してこれほどの脅威を感じる必要があったのか。従来、この理由として「日本が戦前に行った略奪型漁業への批判の結果」といったことがよく言われている。確かに戦前において日米間にいくつかの漁業摩擦が生じていた。この代表的なものは「ラッコ・オットセイ保護条約」の破棄、「国際捕鯨協定」未加入での南氷洋出漁およびプリストル湾において日本政府の資源調査船がサケを漁獲した「プリストル湾事件」等だといわれている。

第1の「ラッコ・オットセイ条約」は1911年に日米英露の4カ国で締結された条約で、資源保護の意味から北太平洋におけるラッコとオットセイの捕獲を制限するものであった。日本は1941年にこの条約を破棄した。これは資源保護の結果、これらの資源が回復したこと、及び日本沿岸に回遊するオットセイが激増して、漁業に被害を与えるようになったためである。日本政府は、この条約の見直しをはかるため条約国会議の開催を提議したが、米国の反対により会議は開催されなかった。この間、オットセイ資源はさらに増大し、漁業に与える被害も大きなものになったため、1940年に日本は締結各国に条約の破棄を通告した。その際日本は、新条約を提案したが米国の賛同を得られず、この条約は一年を経過して失効した。

第2の国際捕鯨協定は1937年にロンドンにおいて締結会議が開催されたものである。この鯨の捕獲頭数及び捕鯨期間を規定する協定が結ばれた理由は鯨の需給緩和による鯨油の供給過剰であった。鯨油安により生産調整を迫られたのである。この会議には、日本も含めた捕鯨国に参加が要請されたが、日本はロンドンの締結会議に参加しなかった。日本の南氷洋における捕鯨は始まったばかりであり、会議に十分な資料を揃えられないことが理由であった。日本は翌年の会議には出席し、議定書に加入するための準備を整えていたが、第二次大戦により協定に加入することができなかった。

このように、オットセイ条約破棄と国際捕鯨協定未加入という日本漁業に対する非難は、事実経過を追う限りは、日米漁業摩擦の起源として妥当とは考えられない。

第3の「プリストル湾事件」であるが、これは戦前の1936・37年に日本の調査船2隻が、アラスカのプリストル湾でサケを漁獲した事件である。この事件に関しては、少なからぬ研究者が言及しているが、いずれも宣言文に関する解釈や事実関係の一部を中心とするものである。プリストル湾事件に関する経過を主として記述したものとしてW.M. チャップマン (1953), L.L. レオナード (1950), 岡本 (1984), 布施 (1988) などをあげておく³⁾。また、当該事件が国際漁業制度、とりわけ戦後の日米加漁業条約締結に及ぼした影響ということで、国際関係の出来事を連続的に結び付けて理解しようとする研究も行われてきた。この点について言及したものとして今田 (1950), 浅野 (1962), 川上 (1972), 山本 (1976), 中井 (1988) などがある⁴⁾。しかしながら、詳細

³⁾ そのほか、資料的価値を有するものとして「海洋漁業」8号 (昭和12年) 61-67頁, 『戦時体制下の水産業』水産社 (昭和13年) 313-318頁, 『二百海里概史』全鮭連 (昭和58年) 10-13頁などをあげておきたい。

⁴⁾ そのほか、日本海洋漁業協議会編『日米加漁業条約の解説』(昭和27年) 44-55頁を紹介しておきたい。

Table 1. Number of telegraphic correspondence between the Department of State and U.S. Embassy in Japan (1934-1941).

Year	by contents			total
	Bristol Bay Incident	fur seal	others	
1934	1	0	0	1
1935	10	0	1	11
1936	10	1	1	12
1937	33	5	1	39
1938	2	7	0	9
1939	0	5	1	6
1940	0	6	0	6
1941	0	9	0	9

The contents of telegraphic correspondence were arranged according to these purport.

な事実関係及びその後の日本漁業に与えた影響や意義については歴史状況に照らしながら十分に検討されているとは言い難い。

そこで、本稿では日米漁業摩擦の起源と背景を知る上で重要であり、しかも十分な研究が行われていないプリストル湾事件に着目し、次のような視点から検討を試みたい。

- ① プリストル湾事件の事実関係の整理。
- ② 事件の背景にある国内外の産業的要因。
- ③ 当時の日米関係とこの事件とのかかわり。

ところで、戦前の日米間の漁業政策の研究は、日本側の資料の多くが終戦により失われたため、資料が少ない。また、数少ない資料も断片的なものが多く、日米漁業関係を時系列的に検討することは難しい。

そこで本稿では、日米間の漁業摩擦を知る新たな基礎的資料として、戦後公表された米国国務省と駐日米国大使との間に交わされた電文書簡を用い、当時の日本漁業に対して米国側が抱いた関心や問題点を探る。さらに、米国の新聞、雑誌、連邦議会記録、回顧録、日本の雑誌、日本の議会議事録、社内報などの補足資料により、漁業摩擦が生じた背景について考察するものとする。

米国国務省と駐日米大使との電文書簡

米国国務省は情報公開制度に基づき、守秘年限を経過した公文書を公開している。本稿では、米国国務省発行の *Foreign Relations* に記載された、国務省と駐日米国大使との間に交わされた電文書簡を資料とした。資料は膨大であるため、調査期間は漁業関係に重要と思われる 1934 年から 1941 年までの 8 年間に限って行った。書簡は分野ごとに分類されており、ここでは *Fisheries* の項目を使用した。

検討するにあたり、まず戦後の日本漁業に大きな影響を及ぼしたとされる次の有名な 2 政策を回顧しておきたい。

第 1 はトルーマン宣言である。これについては、いま改めて紹介するまでもないものであるが、簡単にふれると、1945 年 9 月 28 日、米国のトルーマン大統領は大陸棚および漁業水域に関する二つの宣言を出した。このうち大陸棚に関する宣言は「自国沿岸に続く大陸棚の開発利用は原則として水深 200 メートルの地点まで沿岸国の管轄権に属せしめるべきである」という内容であり、保

存水域に関する宣言は「自国沿岸の漁業資源の維持保存をはかるため沿岸国は領海の外側に一定の水域を限り、この水域での外国漁船による乱獲を規制するための管轄権を沿岸国に認めるべきである」という内容である。この宣言は各国に大きな影響を及ぼした²⁾。まず、翌月の10月には隣国のメキシコ大統領が「大陸棚生物資源の保存に必要な専管水域」の設定を宣言した。翌年の1946年10月にはアルゼンチンが大陸棚宣言を、さらに47年6月にはチリが200海里の保存水域を主張した。同年8月にはペルーが200海里の大統領令を、翌48年7月にはコスタリカが同様の法令を公布した。1952年にはチリ、ペルー、エクアドル、コスタリカの四ヵ国が共同して、沿岸から200海里沖合いまでの漁業資源の主権と管轄権を主張する内容の、サンチャゴ宣言を行った。

第2は日米加漁業条約である。日本の敗戦を機に、米国の太平洋岸の漁業関係者達は、対日平和条約の中に日本漁業に対する制限条項を設けるか、または漁業協定を結ぶなどして日本漁業を制限するよう議会や政府に要請した。これに対し、米国政府は、対日平和条約の中に漁業に関する制限を設けることは事情が異なる国があり難しいと判断した。そこで、漁業協定により日本漁業の規制を行うため、1951年1月に大統領の特別使節としてダレス国務長官顧問を派遣した。ダレスは精力的に日本政府首脳と会談し、平和条約締結後の日本漁業規制について協議を行った。米国側の主張は日本漁船の米国近海における操業規制であったが、日本政府は恒久的な制限を規定されることを恐れ、自発的に操業規制を行う方針を決定した。そして、2月7日の第3回吉田・ダレス会談に際してこの旨の書簡を交換することとした(いわゆる「ダレス・吉田書簡」)。この書簡によって、日本は1940年に操業していなかった海域では「自発的抑止」として操業を禁止すると表明した。このような経緯により1952年5月、日米加漁業条約が締結された。この条約により日本は、サケ・マスについては西経175度以東の北太平洋、オヒョウ、ニシンについては米加の地先、沖合で自発的抑止による漁業禁止を約束した。後に、この制限海域は東経175度まで拡大される。

これらの戦後の重要政策を念頭においたうえで、電文書簡の内容を整理する。

まず、Table 1は1934年から41年の間に交わされた漁業関係の書簡を文書内容別に整理してみたものである。こうしてみると、書簡数は1937年に際だった増加をみせており、しかもその文書内容のほとんどがプリストル湾事件に関するものであったことがわかる。すなわち、日本ではあまり問題にされなかったこの事件が、米国ではかなり大きな問題として取り扱われていたことがわかるのである。

次に、とくに書簡数の多かった1935年から37年にかけての電文内容を吟味するため、重要と思われる内容を、発信者と受信者を明らかにした上で抽出し、下記のように要約してみた。

1935/ 1/19	(国防長官→国務長官)	日本漁船の米国近海への接近について
1935/ 1/26	(国務長官→国防長官)	返電、日本漁船は通常の漁船であり心配なし
1935/ 3/ 8	(国務長官→大使)	オットセイ問題について
1935/ 4/22	(国務長官→大使)	日米サケ漁業条約を日本が検討中
1935/ 6/ 3	(大使→国務長官)	日露漁業交渉と日本漁船のアラスカ進出について
1935/ 8/ 3	(国務長官→代理大使)	日本政府がアラスカ進出を計画
1935/ 8/ 7	(代理大使→国務長官)	重光外務次官との漁業に関する会談について
1935/ 8/ 7	(国務長官→代理大使)	会談に対する質問
1935/11/12	(代理大使→国務長官)	日本がアラスカ湾でサケ漁業を行うとの情報
1935/11/29	(国務長官→代理大使)	サケ漁業の件で駐米日本大使と会談
1935/11/30	(同会談のメモ)	日本はアラスカ湾でのサケ漁業に許可証を発行せず
1936/ 2/21	(大使→国務長官)	日本政府はアラスカ近海でのサケ漁業を支援
1936/ 3/28	(国務長官→大使)	商務省は日本政府がアラスカ近海でのサケ漁業許可を発行するとの情報を得た

- 1936/ 3/31 (大使→国務長官) 外務省はアラスカ近海のサケ漁業許可を与えていないと弁明
- 1936/ 6/ 3 (国務長官→大使) 5月29日付NYタイムスによれば、日本の底曳漁船がアラスカ進出を計画しているとのこと
- 1936/ 6/11 (大使→国務長官) 外務省はたった今、アラスカ近海のサケ漁業調査のため天洋丸(657t)と附属船(61t)が6月15日に出航したとの報告を大使館に対して行った
- 1936/ 7/ 3 (国務長官→大使) 日本漁船「秩父丸」がプリストル湾において流し網によりサケを漁獲しているとの報告を受けた
- 1936/ 7/ 7 (大使→国務長官) 外務省の岡本氏とオットセイ条約について話し合った
- 1936/ 7/ 6 (大使館員のメモ) 外務省の岡本氏と「秩父丸」の件で話し合ったところ、外務省にも水産局にも何の連絡もないとのこと。また、アラスカ湾でのサケ漁業許可については国内から強い圧力があるものの、国際関係を考へて、これを拒否する方向であるとのこと。
- 1936/ 7/21 (大使→国務長官) 農林大臣からの連絡によると、秩父丸は太平洋漁業の所属船であり、カムチャッカでのサケ漁業許可はあるが、プリストル湾では許可されていない。しかも、7月4日には漁を切り上げたとのこと。
- 1936/10/ 9 (国務長官→カナダ政府) 日本漁業の情報として：1931年以来、米国は日本に対してアラスカ近海のサケ漁業に許可を出さないよう申し入れてきた。日本はサケ漁業許可を出さないと約束した。現在この海域で操業している日本漁船は母船式かに缶詰漁船、数隻の底曳網漁船である。しかし、最近、1〜2隻の水産局所属船がサケ漁獲調査を行っている。
- 1936/12/16 (国務省極東担当官メモ) 日本のサケ漁船の脅威はカナダ議会でも関心が高まっている。次の米国議会ではプリストル湾のベニザケは米国の財産である旨の法案が提出される見込みである。
- 1937/ 3/22 (国防長官→大使) 農林省は3月16日にアラスカのサケ漁業を奨励する方針を示したと米国で報じられている
- 1937/ 3/23 (大使→国務長官) この方針は衆議院の委員会で水産局長が答弁した内容を海洋漁業協会がパンフレットとし広報したことにより明らかになった。委員会の内容は公表されていない。
- 1937/ 3/24 (大使→国務長官) 昨夜の同盟電によると、農林大臣は衆議院の予算委員会においてアラスカの米国領海外の漁業は行える。しかし、日米間の国際関係を考えると慎重にならざるを得ないと発言した。
- 1937/ 5/11 (国務長官→駐米日本大使) 農林省所属の水産講習所練習船「白鷹丸」はオットセイ調査のためプリストル湾を航行しようとしている
- 1937/ 6/ 5 (国務長官→大使) 同封メモにあるように、日本のアラスカへの進出が明らかになれば、日米両国間の関係は悪化する。速やかな解決を希望する。最も理想的な解決策は北太平洋の関係各国でサケ資源保護のための同意をつくることである。日米ソ加が独自にサケ保護のための機関を設け、各国協議のうえ自国漁船の規制をすることである。それだけでなく、最低限沿岸50マイルは沿岸国の管理にすべき。特に日本はプリストル湾への進出を明らかにしており、大使館を通じ外務省にサケ資源保護対策を申し入れるべきである。太平洋沿岸の労働団体は日本の進出反対の決議を出している。サケ漁業を制限するために、どんな条約でも締結しなければならない。
- (同封メモ)
日本漁船がアラスカ湾に進出する可能性は高い。1932年以来毎年、日本漁船はプリストル湾でカニやタラを漁獲してきた。証拠はないが、日本が領海ぎりぎりまでサケ漁業を行うことは明確である。ベニザケの缶詰は太平洋沿岸域の最重要産業である。最近日本政府はサケ調査のために8万9千円を計上した。その結果、プリストル湾に調査船天洋丸を3シーズンにわたり出漁させることとした。日本漁船「秩父丸」は1936年6月8日にベーリング沖で流し網によりサケを漁獲しているところを沿岸警備隊に確認されている。
パシフィックフィッシャーメン誌9月号では「外国の侵略からアラスカのサケを守れ」と題してサケ管轄域の拡大や母川国主義論を展開している。
- 1937/ 6/10 (国務長官→大使) 大統領と主要な上院議員のもとに太平洋・アラスカ漁業会から「100隻を超える日本漁船がプリストル湾にあらわれ、うち何隻かはすでに操業している」との電報が届いた。日本政府に至急確認願う。

- 1937/ 8/ 4 (国務長官→上院商務委員会委員長) ボーン上院議員提出の法案が通れば 200 マイルもの管轄圏になってしまう。これは国際問題に発展する。法案をペンディングして欲しい。
- 1937/ 9/ 2 (大使→国務省政治顧問) 日本政府は国際法にのっとりベーリング海での操業の正当性を主張するだろう
- 1937/11/12 (大使→国務長官) アラスカ漁業者協会は日本製品のボイコットを決議した。また、プリストル湾で違法操業した漁獲物を没収するとした。海員組合は日本の貨物船の積み荷陸揚げを拒否することとした。
- 1937/11/21 (ルーズベルト大統領のメモ)
どの国家も自国の食糧資源を確保する政策をとるべきである。日本がこのような行動をとった場合、我国も対抗しなければならない。私はアラスカ沿岸から日本漁船を閉め出す宣言を出すつもりだ。
- 1937/12/22 (大使→国務長官) 日本政府は 3 年間の試験操業を今年で中止し、今後も操業許可を出さないと発表した

第 1 に、この電文の中には、日本の進出に対する措置として、37 年 6 月 5 日付け〈国務長官→大使〉のなかで「日本のアラスカへの進出が明らかになれば、日米両国の関係は悪化する。最も理想的な解決策は北太平洋の関係各国でサケ資源保護のための同意をつくることである」というような、後の日米加漁業条約に接続したと思われても不思議はない内容のものがあつた。

第 2 に、37 年 11 月 21 日付け〈ルーズベルト大統領のメモ〉において「どの国家も自国の食糧資源を確保する政策をとるべき。日本がこのような行動をとった場合、我国も対抗しなければならない。私はアラスカ沿岸から日本漁船を閉め出す宣言を出すつもりだ」という電文内容があり、後のトルーマン宣言をおもわせる保護主義的な発言があつた。

かくして、この時代の書簡の内容には、後の戦後の重要政策の先鞭をつけたと思われるような記述が非常に多く、興味深い。そこで、次にこの書簡に登場する「日本のアラスカ進出」=プリストル湾事件の経緯について整理してみる。

プリストル湾事件の経緯

プリストル湾事件は形式的には突発的に起こつたものではあつたが、この事件の本質は経緯全体を通じてみなければ判らない。まず、事件の経緯を、主に L.L. レオナード (1950)、川上 (1972) らの検討、及び Foreign Relations (1936-1938) に基づきながら簡単にレビューしておきたい。

プリストル湾はアラスカ半島の北側に位置し、古くから好漁場として有名であつた。しかも当時の領海 3 海里では、主要漁場のほとんどが公海であつた。この湾のサケ資源は豊富で、特に高価なベニザケが多い。当時アラスカ政府の歳入の 50% は、漁業によるものであり、また、漁業従事者は 2 万 5 千人にも達し、雇用創出にも大きな役割を担っていたといわれる。

(1) 1935 年初めに日本漁船がサケ漁業を目的にプリストル湾に進出するという情報が駐日米国外務省から米国政府にもたらされた。当時、農林省には日本の漁業者からプリストル湾におけるサケ漁業の申請が数十件も出されていたこともあり、米国側はこの情報を憂慮した。国務省は、駐日米国外務省を通じて日本政府に事実関係を照会したが、日本政府はそのような事実はないと否定した。

ところが、同年 5 月 29 日付けのニューヨークタイムスは日本のトロール漁船がアラスカ近海へ進出する予定のあることを報じた。これを受けて 8 月 7 日、在日米国外務次官を訪れ、プリストル湾において日本人のサケ・マス漁を禁止する日米取り決め締結のため協議を行いたいと申し出た。

日本政府はこの申し入れに対し、サケ・マス漁獲のためプリストル方面に出漁している日本漁船はなく、また、出漁許可を与えた事実はないと米国側に通報した。これに対し米国側は、将来、日本漁船がプリストル湾に出漁すれば紛争になるとして、日本政府に対して出漁許可を出さないよう再度要望した。

(2) ところが、日本政府は6月11日に米国大使館に対して、プリストル湾において漁業資源調査を行うと通報してきた。調査船は2隻で、6月15日に函館を出航することとなった。

このような状況の中、1936年6月26日から8月1日まで35日間にわたって農林省の調査船「天洋丸」(658トン)が附属船「松丸」(61トン)をともなってプリストル湾においてサケ・マスの漁獲を行った。天洋丸は下関市林兼商店(現、マルハ)所属の新造トロール船であり、農林省が備船したものである。乗組員は51名であった。

この動きは出航以前に東京の米国大使館を通じて国務省に逐一報告されており、米国政府および漁業者は調査船の出漁準備段階で、すでに強い関心を持っていた。ちょうど同じ時期、日本の「太平洋漁業」(日魯漁業系)所属のサケ漁船秩父丸がカムチャッカ周辺へ操業しようとしていた。また、水産講習所(現東京水産大学)所属の白鷹丸も、オットセイ等の資源調査の目的でこの海域へ出航した。

米国政府はこれら一連の動きを日本の計画的漁場開発として警戒し、日本政府に対して東京の米国大使館を通じて出漁しないよう要請を行った。これに対し日本の外務省は農林省からの報告として、秩父丸はカムチャッカにおいてサケ漁業を行うのであり、プリストル湾での許可は与えられていない。しかも、現在、秩父丸は流水のため引き返していることを米国側に伝えた。

(3) 1937年2月23日、東洋製缶株式会社の高碓達之助がシアトルにおいて漁業の合併会社設立を提案した。これは、プリストル湾においてサケを漁獲し、缶詰を生産することを目的とするものであった。同氏は合併事業の利点として、日本の安い労働力をあげ、「日本人の雇用は人件費の削減になり、河川に上る前に漁獲するサケは投資者に多くの利益をもたらす」と発言した。この提案は魚類及び野生生物局の保存計画に悪影響をもたらすことを理由に米国代表者に拒否された。

この高碓の発言はシアトルを中心とした地域に大きな反響を及ぼした。特に太平洋沿岸域の漁業者を中心に多くの読者を有する *Pacific Fisherman* (1937) 3月号は巻頭から6ページをさいてこの情報を伝えた。その題名は「日本がアラスカのサケ漁業を侵略すると表明」としてあり、かなり攻撃的な内容になっている。

5月にはアラスカ州選出のダイヤモンド下院議員およびワシントン州選出のホームー・ボーン上院議員が議会で法案を提出した。この法案はアラスカの河川で生まれたサケは米国の所有物として、アラスカ沖の大陸棚上部水域でのサケ漁業を米国の監視下におこうとするものであった。

(4) 1937年6月9日に日本のカニ工船大北丸(11,000トン)および付属船11隻、カニ工船東天丸(8,000トン)および付属船9隻、そして水産講習所調査船白鷹丸がプリストル湾において米国沿岸警備隊により発見された。地元漁業者は船団が大きいことに脅威を感じ、直ちに米国国務省に通報したが、調査の結果、操業ならびに調査が領海外で行われていることが明らかになった。

このことは、東京の米国大使館に伝えられ、日本政府に対しプリストル湾で操業することのないよう再度申し入れするよう米国政府から大使館に指示が伝えられた。この申し入れを受け、日本の外務省は農林省に対して、3年間の調査が終了しても、この海域におけるサケ漁業許可は米国側と協議した上でなければ発行しないよう申し入れした。

この問題に対し、ボーン上院議員は、6月10日に国務省に対して、この問題に全面的に対処するよう手紙にて要請したが、国務長官は日本政府の先の言明を信用するとした。このように、米国政府としては日本側の態度に疑問を抱いていなかった。

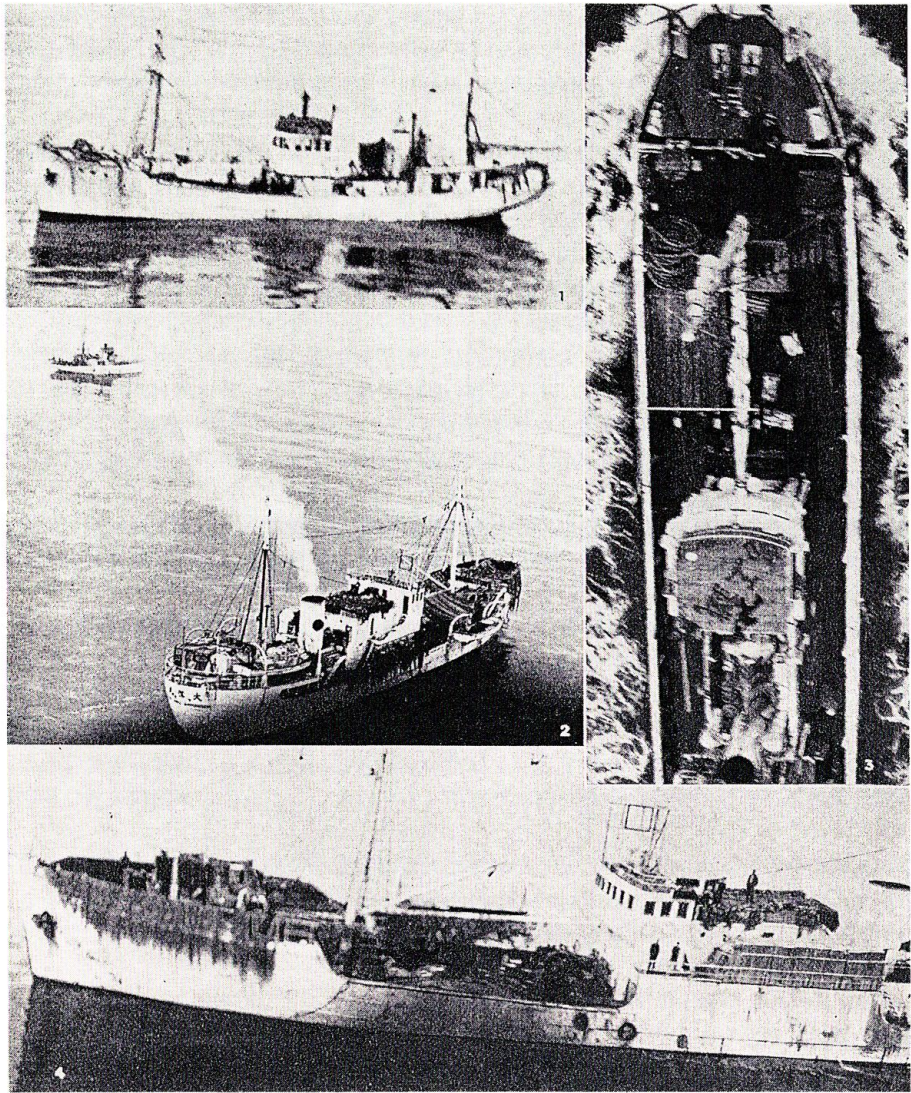


Fig. 1. Fishing boat under operation for investigation of salmon in the Bristol Bay.
(Source; Pacific Fisherman, Aug. 1937)

このような状況のなかで、7月7日に農林省のサケマス調査船「天洋丸」はブリストル湾で操業している写真を米国のサケ・マス漁業者の雇った飛行機によって撮影された。この写真は現地の雑誌などに大々的に掲載された (Fig. 1)。この写真の解説によると、操業はアラスカ湾内のウガシク河の南西方 15 マイルの地点から約 20 マイル沖合いの北緯 57 度 45 分、西経 158 度 48 分においておこなわれ、船上には「約 20,000 尾のサケ」が確認されたという。米国側の度重なる要請が行われているさなかに発生した事件に対して議会も反応した。ワシントン州選出のリュース・シウレンバッハ議員は 7 月 10 日、アラスカ方面の漁業者から来た多数の抗議電報について国務省

に報告した。電報の中には日本漁船 101 隻がプリストル湾に待機、米国の漁場に侵入の体制をとっているなどという過激なものもあった。また、ボーン上院議員は 11 日に国務省に対して、国務省当局が何らかの措置を講ぜねば、議会において日本製品に対する通商上の報復手段を提案すると告げた。

(5) このプリストル湾事件に官する報道は、事実がかなり歪曲されていた。

第 1 は日本漁船の数である。日本政府が派遣した調査船は天洋丸、松丸の 2 隻のみである。報道された 101 隻という数字は、おそらく日本が操業を認められているカニ工船、ミール工船とその付属船の総数であると考えられる。事実、この状況を伝えた雑誌には、あたかも多くのサケ漁船が侵略しているような印象を与える記載がしてある (Fig. 2)。

第 2 は漁獲したサケの数量である。残念ながら、この調査結果に関する日本側の資料は確認できない⁵⁾。しかし、わずか 600 トンほどの漁船で、しかも、サケ漁船ではなくトロール専用船であり、缶詰や冷凍施設も充分でない天洋丸が大量のサケを漁獲したというのは甚だ疑問である。また仮に、米国の報道機関が上空からの目視により発表した 20,000 尾という数字が正しいとしても、重量にしてせいぜい 60 から 70 トンであり、資源に影響があるとは到底思えない数量である。

(6) しかし、この事実と反する報道は米国民の対日感情を悪化させる結果となった。西部沿岸地域では日本商品の不買運動に発展、労働組合の一部は日本製品の陸揚げ阻止を訴えた。この状況を憂慮した日本政府は、事実と相反する報道によって生じた米国民の誤解を解くため日本政府として正式に事実を公表することとした。川上 (1972) によれば、同年 11 月 12 日に外務省情報部長は次のような発表を行った。

「日本政府は、プリストル湾のサケ漁業についてこれまで許可を与えたことはない。ただ、漁期中に農林省試験船天洋丸が同方面に赴き、前年度よりの調査を継続した次第はあるが、このことについては米国政府も承知しているところである。前記の試験船は、すでに 8 月 17 日に函館に帰還している。かに工船とフィッシュミール工船がしばしば、さけ漁をしているかのように誤解されたことはあるが、かに工船東天丸は 8 月 8 日函館に、フィッシュミール工船大北丸は 9 月 23 日に小樽にそれぞれ帰還しており、現在遥かに漁期を過ぎ、寒気甚だしく、かつ、荒天がちのプリストル湾方面に日本漁船で留まるものは皆無である」。

この説明と国務省の説得により、11 月 15 日より労働組合が実施予定の日本船に対する貨物の陸揚げ阻止等の措置は一時延期されることとなった。

しかし、事件はこれではおさまらなかった。11 月 15 日に臨時議会が開かれるや、ダイヤモンド議員は、アラスカのサケ・マス資源の保護を目的として、ベーリング海の大陸棚上のサケ漁業に対して、その管轄権を行使しようとする内容のアラスカにおけるサケ漁業保護法案を下院に提出した。この法案は議会を通過せず、シアトル周辺の漁業者は米国政府に対して不満を表明した。漁業者は、今回の日本政府の保障は恒久性がない上に、単にプリストル湾に限られているので、さらに広汎かつ確実な日本の誓約を取り付け一方、議会でも立法手段をもって米国の権利を確保する必要があると主張した。

これらの米国内の予想外の反響の大きさに驚いた日本政府は調査中止を決定。外務省アメリカ局長は駐日米大使館参事官に対して、① 過去 2 年間に日本人により行われたサケ漁業の調査は 1938 年には中止する。② 漁業許可の発行中止を継続する、と非公式に通告した。これがプリストル湾事件の一連の経緯である。

この事件を振り返ると、2 つの疑問が残る。第 1 は、なぜ日本がこのような、米国政府の度重な

⁵⁾ 日本側の資料はほとんど残されていない。水産庁の資料館 (現、中央水産研究所所蔵) に水産局「北方漁場調整開発復命書 昭和 11, 12 年」という文献リストがあるが、文献自体は見あたらない。

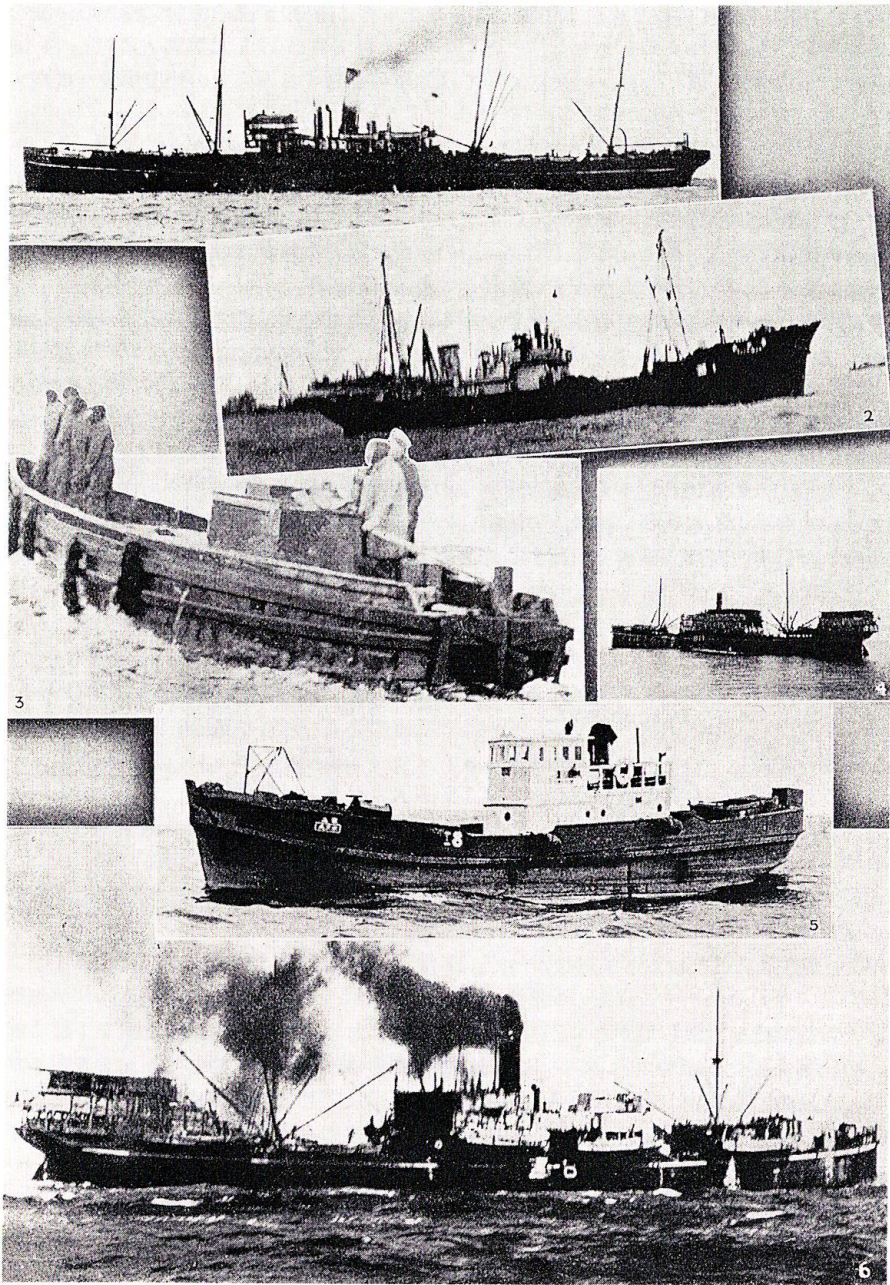


Fig. 2. Japanese fishing boat under operation, overstated the facts. In fact, this was a scene of crab fishing, not salmon fishing.
(Source ; Pacific Fisherman, July 1937)

る要請にも関わらず、プリストル湾に出漁したのか。第2はなぜ米国政府と太平洋沿岸の市民・マスコミがこれほどの反応を示したかである。そこで、次に当時の日米両国の状況について検討する。

事件の背景としての日本水産業の状況と漁業独占競争

当時の日本は米国の大恐慌の影響を受けた不況下にあり、失業者は百万人以上にのぼっていた。1931年6月には満洲事変が勃発した。同年12月には金輸出が再禁止され、金本位制は停止された。金本位制の停止は為替相場を崩落させ輸出貿易を促進する。政治課題は国内経済問題主体となり、国際主義に賛同する政治家の暗殺が相次いだ。このように、事件当時は不況による社会の荒廃と、国際的な孤立が進む状況にあった。

1. 漁業大手の動向

当時、日本の水産業は缶詰を中心とした重要な輸出産業であった。特に加工原料のほとんどを国内から調達できるため、貴重な外貨獲得産業であった。このため官民あげて水産貿易が強調され、「遠洋漁業奨励法」や「輸出水産物取締法」などにより助長策がとられていた。ただし、相手国からはソシアル・ダンピングとして悪評を買っていた。

このような助長政策により日本の水産業界は北洋サケ・マスを中心とした日魯漁業、カニ工船漁業を中心とした共同漁業（現、日本水産）、朝鮮からの魚の買い付けと運搬で急成長した林兼商店（現、マルハ）の3大漁業会社に収斂する傾向を強めた。

これら3社はそれぞれ得意とする分野を異にしているものの、常に他社の得意とする分野に進出する野心を抱いており、特に林兼商店は新興漁業会社として日魯漁業が多くの利権を有するサケ・マス漁業や、共同漁業の得意とするカニ工船漁業への参入を試みていた。

この当時、日本は主にカムチャッカ半島周辺のロシア沿岸において漁獲を行っていた。この漁場は日露戦争の戦時賠償として日本が獲得したものであった。操業は沿岸を240あまりの地区に分け、それぞれ漁区を入札により漁業者に割当していた。しかし、ロシア革命以降、ロシア政府の漁業政策が転換し、この漁区は次第に狭められる傾向にあった。

2. 日魯の独占とその反作用

サケ・マス缶詰は英国を中心に輸出され、水産品目では最大の輸出品であったが、この利権は戦前を通じて日魯漁業に独占されていた。1928年に日魯漁業は、日本が落札したサケ・マス漁区239のうち約半数の107漁区において漁業権を有していた。ここから漁獲されるサケは日本による漁獲量の69%を占めていた。これから生産されるサケ缶詰の9割以上が日魯漁業製品で、主に英国に輸出されていた。この独占により日魯漁業は莫大な利益をあげ、3割近い配当を行っていた。

ところが、このような日魯漁業をはじめとする露領漁業の好景気は漁区の落札価格の高騰をもたらした。しかも、ソ連は露領漁区から日本を締め出す方針を打ち出した。漁区価格の高騰と優良漁区からの締め出しにより経営改善をせまられた中小の漁業会社は1931年、日魯漁業を除く41の全社が合同して露領漁業助成会社の設立を試みた。しかし、露領漁区の独占を画する日魯漁業は関係の深い三菱商事の支援を得て⁶⁾、これらの中小漁業会社を日魯漁業に合併した。結局、1932年以降、露領漁区は日魯漁業に独占されることとなった。この合併によりサケ・マス漁業進出をめざした林兼商店も露領漁区を失ってしまった。

⁶⁾ 日魯漁業は「島徳事件」で抱えた負債問題を解決するために、三菱商事に資本参加を依頼した。「島徳事件」の内容については岡本信男編『日魯漁業経営史・第1巻』水産社（昭和46年）51-61頁、三島康雄『北洋漁業の経営史的研究』ミネルバ書房（昭和47年）40-42頁などを参考されたい。

また、日魯漁業は製缶業にも進出していた。日魯漁業の全額出資会社である北海製缶倉庫株式会社は、小樽において年間1億6千万缶もの生産を行い、サケ・マス用の空缶として供給していた。この頃、日本の製缶会社として最大だったのは、大阪に本社を持つ東洋製缶株式会社であった。東洋製缶は主にマグロ、カニ缶詰用の空缶を主体に、本州全般にシェアを広げつつあった。

東洋製缶の支配人は高崎達之助である。高崎は水産講習所出身の技術者で、日本の製缶業の草分け的存在であった。4年間の渡米経験もあり、米国に知人友人も数多い。戦後は池田内閣で経済企画庁長官、通産大臣などを歴任している。

この当時、東洋製缶は関連の深い共同漁業の北洋進出にともない、函館に工場を進出する必要があった⁷⁾。また、将来の事業拡大をみこして、サケ・マス缶詰にも強い興味を持っていた。東洋製缶は1932年に、北海製缶とサケ・マス空缶で競合関係にあった函館の日本製缶を買収した。この事態は、東洋製缶の北海進出として日魯側に受け止められ、東洋製缶と日魯漁業の間に葛藤が生じる原因となった。しかし、サケ・マス漁業は日魯漁業に独占されており、東洋製缶がシェアを獲得するには日魯漁業が独占している漁区外のサケ・マス漁業を開発しなければならなかった。

3. 沖取漁業の開始と展開

このような日魯漁業の独占に対抗して1932・33年頃から、接岸するサケ・マスを漁区外の公海において漁獲する沖取式漁業が活発化してきた。

沖取漁業は、露領漁業のような多額な漁区借料が不要であり、漁船さえあれば比較的簡便に着業可能な漁業形態であった。このように、沖取漁業が可能になった背景には、漁具の改善など漁業技術の進歩があった。また、日魯漁業が露領漁区を独占する際に支払われた補償金が新たな設備投資財源となった。沖取漁業は1929年に母船式鮭鱒漁業取締規則により大臣許可漁業となったが、農林省ではサケ・マス漁区を日魯漁業に統合した経緯もあり、申請を総て許可した。

沖取漁業会社で最大のものは、日魯漁業直系の太平洋漁業で、大型母船3隻を有していた。これに次ぐ規模のものは、林兼商店の中部謙吉が高崎達之助の協力を得て創設した沖取合同漁業であり、カナダから購入した最新鋭の母船を有していた。

沖取漁業の急速な発展は、露領漁区におけるサケ・マスの漁獲高に大きな影響を及ぼした。特に日魯漁業の漁獲高は大幅に減少し、1933年の漁獲量は前年の43%減となり、経営陣に大きな衝撃を与えた。これに比べて沖取漁業は前年の倍以上の漁獲量となった。沖取漁業はサケの接岸する寸前の洋上で漁獲するため、沿岸の漁場に到達する前にサケが漁獲されてしまったのである。

露領漁区におけるサケ・マス漁獲量減少に苦慮した日魯漁業幹部は、これらの沖取漁業会社を日魯漁業直系の太平洋漁業に統合し、生産調整を行うことを画策し、農林省への陳情を行った。農林省も日魯漁業の意見に賛成し、まず翌1934年に許可付属漁船の3割減船案を出した。これに対し太平洋漁業以外の沖取漁業経営者は、強硬な反対運動を展開した。農林省は日魯漁業支持の強硬姿勢を崩さず、沖取漁業の日魯漁業への吸収もしくは合併を強調し、次官みずから関係漁業関係者の説得に当たった。結局、「最も強固に反対し続けた林兼商店の中部謙吉も、東洋製缶の高崎専務、三菱商事の柳瀬水産部長らが側面から合同を勧奨慰撫し、ついに29日に合同を応諾した」(岡本, 1971)のである。このように、母船式サケ・マス沖取漁業は、農林省や日魯漁業の強い圧力を媒介にして太平洋漁業株式会社へ合同したのである。

4. 漁業独占の背景と政治力

農林省がこのようにサケ・マス沖取漁業の合同を強行した背景には対ソ関係が大きな影響を持った。当時、ソ連は日本漁船のカムチャッカ沖でのサケ・マス漁業に危惧を抱いていた。日本漁船の乱獲や違法操業に対してソ連のマスコミや漁業関係者は非難を強めていた。日ソ漁業条約

⁷⁾ 東洋製缶は共同漁業ともに日産コンツェルン系であった。

の改訂を控えた日本政府としては、このような乱獲や違法操業を防ぐため、乱立する沖取漁業会社を統合し管理を強める方策が必要となった。これが漁業独占が行われた大きな理由であった。

では、この独占が日魯を主体として行われたのはなぜであろうか。その要因は堤清六の政治力であると言われている。日魯漁業の会長である堤清六は早くから露領漁業に着目し、堤商会という漁業会社により、サケ・マス漁業を行っていた。堤はロシア革命をきっかけとした露領漁業の企業合同の動きに乗じ、日魯漁業を吸収、拡大していった。堤は事業とともに政治にも意欲を出し、1922年、24年の2度、郷里の新潟県から衆議院議員に選出されている。堤は代議士になる以前から超党派議員で「水産同志クラブ」を結成しており、堤自身が代議士になったことにより、彼の政界での力はますます強まった。

しかし、このような日魯漁業の政治力を背景とした強引なサケ・マス漁業の独占は、林兼商店をはじめとする、他のサケ・マス漁業会社および東洋製缶といった関係業種の間には、反日魯の機運をもたらすこととなった⁸⁾。

5. プリストル湾出漁の背景としての漁業独占間競争

このような、日魯漁業による露領漁区および沖取漁業独占の結果、他の漁業会社は必然的に漁場を他のサケ・マス漁場（米国沿岸）に求めなければならなくなった。露領漁区から米国近海やアラスカ沖へ漁場を移そうとする考えは日魯漁業の独占が始まる以前にすでにあった。日魯漁業、林兼商店とならぶ3大漁業会社である共同漁業は、すでに1933年にプリストル湾に着目していた。また、林兼商店は1931年に長門丸によりプリストル湾周辺でカニ漁を行っており、早くからこの海域の資源に関心を示していた。

この共同漁業と関係が深かったのが東洋製缶であった。支配人の高崎はすでに述べたように、1937年に渡米し、米国側に合弁によりサケ・マス漁業会社を設立するよう働きかけ、米国漁民の反日感情を高めた人物である。また、プリストル湾での調査に際して農林省が備船したのは沖取漁業の合同に最後まで反対していた林兼商店の新造ディーゼルトロール船天洋丸であった。

米国の対日感情を危ぶみ、プリストル湾に出漁することを危惧する見方は、農林省が調査を決定する以前にすでに定着していた。日本の議員の中にも国際法上問題ないとしても米国漁業者感情、資源保護の観点から反対する意見が出されていた。また、1937年3月23日、予算委員会において農林大臣は「アラスカ海域における日本漁業について言及し、領海外であれば許可すべきであるが、慎重に対応することが必要である。なぜならこの問題は日米間の国際関係に大きな問題を持つから」（Foreign Relations, 1937）と発言している。

しかし、露領漁場は日独の接近を懸念したソ連の政策転換⁹⁾により縮小傾向にあり、また、国内漁業者間で沖取問題が深刻化している状況から、新しい漁場を求める必要があった。しかも農林省は、このプリストル湾という新漁場への出漁申請に対して、先に露領漁業および沖取漁業ともに日魯漁業系に独占させた経緯もあり、簡単には断れない状況であった。米国からは出漁許可を出さないよう要請がたびたびあり、国際関係を考えると簡単には許可することはできない。そこで、妥協案として農林省自体が調査船を出すことになったと推察される。

⁸⁾ 林兼商店の中部幾次郎は特に強く反対した。彼は農林次官の日魯漁業への沖取一元化の依頼に対して、「いかなる理由があるにせよ、一商社の利益のため多くの犠牲を強いることは強権の乱用である。かかる強権に対してはあくまで反対し、政府当局の覚醒を促さねばならない。そのため林兼はどこまでも単独経営を実行する」（田中宏『日本の水産・大洋漁業』展望社（昭和34年）283頁）と答え、絶対反対の姿勢をとった。

⁹⁾ 「1936年は日ソ漁業条約8年目の改訂期にあたっていた。政府はソビエトに交渉を申し入れ、モスクワで協議に入ったが、期限5年の新協定を調印する寸前、交渉は突如ソ連によって打ち切られた。当時わが国は極秘理にヒトラー・ナチスとの間に防共協定を進め、これがソ連に関知されたからである」（板橋守邦『大いなる回帰』東洋経済新報社（昭和58年）231-232頁）。

このように、プリストル湾事件の背景には、露領・沖取サケ・マス漁業を独占した日魯漁業とそれと対抗する林兼商店及び共同漁業という側面があったのである。いわば、政治力を背景としたサケ・マス漁業権の争奪という国内問題が、国際問題に発展したものであった。

米国の状況

1. 政治経済状況

1930年代前半の米国における最大の政治課題は大恐慌を背景とした経済問題であった。このような状況の中、1932年に民主党のフランクリン・D・ルーズベルトが大統領に選出された。この時点においてルーズベルトは日本について特に関心を示してはいなかった。

しかし、日中戦争をきっかけとして、この状況に変化がみられる。1937年7月に始まった日中戦争は、しだいに米国の世論を日本との全面対決へと導いた。このように、ちょうどプリストル湾事件がおこった1937年は、日米関係の重要な転換期であった。

経済面では貿易関係が好調であった。日本は米国に生糸や繊維製品、陶磁器、玩具などの軽工業製品を中心に輸出していた。日本は米国にとって第3位の輸入相手国であり、経済面での結びつきが強まっていた。しかし、産業界内部の対日貿易に関する評価は複雑であった。この時期における日本からの輸出製品は米国の中小企業の軽工業製品と競合関係にあり、米国において経済的に弱い立場にある業界に脅威を与えていた。日本製品を取り扱うチェーンストア、絹製品製造者などは安価な日本製品の輸入の増加を望んでいた。逆に、日本製品と競合する業種は、低賃金によって、安価に製造されるこれらの製品に対して、ホーレー・スムート関税法や反ダンピング法による関税引き上げを要求し、米国国内産業の保護を訴えた。結局、米国政府は国内産業の保護を優先し、1935年以降、日本の繊維品、毛糸あみ手袋、チャック、ゴム靴、電球、玩具、マッチ、ブラシ、じゅうたん、陶磁器、模造真珠、魚類缶詰および鉛筆などの輸入製品に制限を課した。

このように1930年代は、政治的には日中戦争の深刻化、経済的には恐慌のさなかで脆弱な中小企業者に脅威となる安価な日本製品の輸入問題が指摘され、対日批判が強まりやすい環境にあった。

2. 米国水産業界

1930年代における米国の主要水産物は、サケ・マグロ・カニであった。これらは主に太平洋沿岸域（ワシントン州、オレゴン州、アラスカ地区）の漁業者によって漁獲され、缶詰に加工されていた。特に他に主要な産業のないアラスカ地区におけるサケ缶詰生産量は全米の90%以上にあたり、主に英国を中心とした欧州諸国へ輸出され、日本製サケ缶詰と一部競合していた。

また、アラスカではサケ資源の保護にも熱心であった。政府は乱獲防止のためにホワイト法を制定。同法は、サケ漁業に関する漁具や漁獲時期を制限するための法律で、河川に遡上するサケの50%は漁業からのがれて遡上させ、産卵させるなどの規定があり、資源保護に関して効果的なものであった。

この時期の米国の水産業界における代表的人物として、シアトルの水産雑誌「パシフィック・フィッシャーマン」の主宰者ミラー・フリーマンと、同じくシアトル在住の弁護士であるエドワード・アレンがいる。フリーマンは太平洋漁業協議会の議長をつとめる有力者であり、しかも漁業者の多くが購読する上記雑誌の主宰として強い発言力を持っていた。同雑誌は対日攻撃の先鋒的な論調が多く、時に事実と異なる誇張された記事を掲載している（Pacific Fisherman, Sep. 1937）。

また、戦後、彼と対談した日本の漁業関係者も、彼が日本漁業に対して敵意をもっていたとしている（中村、1950）。アレン氏は長年にわたり国際漁業委員会の米国側委員をしており、戦後は

太平洋漁業協議会の副議長もつとめている。彼は戦後マッカーサー元師の招きで米国漁業使節団の団長として来日し、日本の漁業視察を行っている（河合，1949）。アレンは対日強硬派としても有名で、彼が戦前に著した「NORTH PACIFIC」は内容が不適当として日本では発行禁止になった。このいきさつは「Pacific Fisherman」March (1937, p. 14) に掲載されている。

このように、当時、米国水産業界の有力者の中には、日本の漁業に対して明らかに敵意を持つ者が少なくなかった。

3. ブリストル湾事件の波紋と国内事情

先に述べたように、日本政府は米国政府の度重なる講義や対日批判の強まりを懸念して、ブリストル湾におけるサケ・マス調査を、1936・37年の2カ年をもって中止した。また、日本政府はブリストル湾における漁業許可を発行しないことを再度表明した。しかし、この問題は、この日本政府の中止声明では治まらず、米国世論や政界に波紋を投げかけた。

漁業関係者の度重なる抗議に対して大統領も関心を示すようになっていった。「1938年初頭の閣議で、ルーズベルト大統領は日本漁船がアラスカ沿岸10から20マイル沖の海域で莫大な量のサケを漁獲していることを指摘した。サケは船上で処理され、そして米国市場で売られている、というのである。ルーズベルト大統領はサケ漁業の問題をもち出して日本と争おうと決意した」（M. ウィルキンズ，1971）というように、この問題はワシントンにおいても重大な問題として扱われていた。ところが、多くの法案が出されたにもかかわらず、結果として米国政府はこの時点で規制策を講じようとはしなかった。

議会における対日批判はさらに続く。1941年には公海上での外国人によるサケ漁を米国国内法で禁止しようとする内容のマクナリー（McNary）法案が、翌42年にはほぼ同じ内容のワルグレン（Wallgren）法案が上院に提出された。しかし、米国内においてはジェサップ（P.C. Jessup）のように「国民の独占漁業は領海内において許されるべきで公海に於ける漁業は自由である」（L. レオナード，1950）というような管轄権の拡大に反対する意見もあり、これらはいずれも成立しなかった。法案に反対したグループにはマグロ漁業者等がいた。彼らは領海外にサケなどの資源の管轄権を拡大することに対し危惧を示していたと考えられる¹⁰⁾。

また、議員には引き続き日本に対し過激な批判を行う者もいた。ウォーレン・マグナソン下院議員は「日本漁船のアラスカ進出は、米国漁業を直接脅威するものであり、もし、日本と紛争が起ころものとするれば、それはアラスカを中心とするものであろう。日本国がアラスカから漁船を引き揚げぬ限り、何時流血の惨をみるかも知れぬ」（岡本，1965）という発言をしている¹¹⁾。

結局、日本はブリストル湾において、この後も商業的な漁獲を行わなかったが、結果として太平洋の漁業関係者に対して日本漁業が米国を侵略したとの脅威をかなり増幅したかたちで植え付けてしまった。他方、米国側も外国人の漁業活動に対し直ちに法的措置をとらなかった。それは戦後のトルーマン宣言や日米加漁業条約締結の問題の時期に至って、再度沸騰することになったのである。

おわりに — 再度問題意識にふれて —

これまで述べてきたように、ブリストル湾事件の原因と背景を探るには、歴史的事実をつなげ

¹⁰⁾ 事実、戦後の日米加漁業条約において日本の「自発的抑止」がなされたとはいえ、領海をこえた資源の管轄権を認めたことが、後に各国による漁業水域の設定に結びついたことを考えると、沖合・遠洋で操業するマグロ漁業がこの問題に対し危惧を持つのは当然と言える。

¹¹⁾ なお、このマグナソン下院議員は戦後に上院議員に転じ、水産業の米国化を推進する内容のMFCMA法を提案、成立させるのに努力した人物である。

たり、単なる漁業紛争として扱うのではなく、当時の国際情勢や日米間の産業構造などの総合的検討が必要である。本研究によりこの事件の持つ意味を次のように考えている。

① ブリストル湾事件は日本で知られている以上に一時期米国において大きな国際問題となった。日本漁業に対する非難は漁業関係者だけでなく、連邦議会や米国政府内にも拡大し、排日運動の契機にまで発展した。この事件の過程において、議会関係者の中に、領海をこえて資源の管轄権を主張する動きがおきた。このことが、直接的にせよ間接的にせよ後の「公海漁業に関するトルーマン宣言」や日米加漁業条約の締結を引き出すことにつながったとすることは多くの研究が指摘しているとおりであろうと思う。

② しかし、その因果関係そのものについて吟味し、検証することが本稿の基本的な目的ではない。もちろん、トルーマン宣言や日米加漁業条約そのものの意味について究明することも—これも多くの国際法および国際関係の研究者が研究対象としている—ここでの目的ではない。ブリストル湾事件がどのような事実関係や政治経済的背景の中で社会問題化したのか、また、この中で形成される国際漁業秩序の意義について確定しておきたいと考えたからである。

③ この事件が複雑な国際関係に発展した原因のひとつは、日本政府が米国政府からの度重なる要請を無視して、ブリストル湾に調査船を出航させたことにある。この背景には、政治介入による日魯漁業のサケ・マス漁業独占と、それに対抗する勢力の台頭との抗争といった国内問題があった。その背景としてソ連が自国沿岸における日本漁船への割当漁区を減らそうとしていたため、日本のサケ漁業が新たな漁場を開発する必要に迫られ、議会の一部にもアラスカ沿岸に出漁すべしとの意見が出されていたという状況もあった。

④ 米国の中小企業は安い日本製品の輸入に対して危機感を抱いて反日アクションをおこしていた。1930年代には軍事・政治的側面のみならず、経済的にも日米関係が悪化する傾向を強めていた。もちろん、缶詰を中心とする水産加工関連資本の対米進出という水産業における国際化の動向もあった。

かくして、国内の漁業独占をめぐって生じたこの事件は、日本と競合する米国の産業界によって排日運動にまで高められた状況の中では必要以上に太平洋沿岸の漁業者や住民、議会関係者に日本漁業に対する略奪者としてのイメージを固定化せしめたようである。ただし、こうした日米漁業関係の悪化も実際のところ日中戦争勃発に対する米国の対日非難という、より大きな出来事によってアクセラがかかったことは否めないが。

⑤ 他方、米国の漁業界においても、日本の漁業独占をめぐって生じたこの事件をインパクトとして、かかる事態に対する法的措置を直ちにとることは出来ない内部事情を抱えていた。沿岸漁業者と沖合漁業者との利害得失関係が絡んでいたからである。

また当該事件が、戦後の日米加漁業条約締結を招来したという側面はあったかも知れないが、どちらか一方の利益に与するような力関係が出来上がったという単純なものではあるまい。なぜなら、チャップマン博士(1953)が述べているように、戦後は米国からみれば、日本が敵対国から同盟国へ、ソ連が同盟国から敵対国へと変移したように、国際秩序の激変があり、ベーリング海の漁業関係も変わらざるを得ないということ、その中で、日米加漁業条約の締結交渉が進んだということである¹²⁾。

以上のように、戦後の国際漁業関係に影響を及ぼしたとされる戦前のブリストル湾事件は単に戦後の政策につながりを与えた事件ということで評価すべきではない。その勃発と背景、及び事件の処理過程などの事実関係を追っていくと、国際的な漁業の相互関係の形成が、漁業の国民経

¹²⁾ チャップマン博士は、漁業政策を専門とするワシントン大学の教授であり、米国漁業特別顧問として終戦後の米国漁業界に指導的役割を果たした。チャップマン博士はブリストル湾事件が戦後の日米加漁業条約に発展する契機を、ソ連と米国との位置関係の変移に求めている。

済、地域経済における位置づけもさることながら、相互の国内産業構造のあり方、支配的な国際的關係や秩序のあり方などの状況に規定され、翻弄されてきたといっても過言ではない。

この研究は日米漁業関係を主体としたものであり、このプリトル湾事件の影響や教訓を十分に検討するためには、さらに当時の国内漁業秩序、特に米国側のそれ、及び国際漁業関係形成の内容や背景について、さらに研究を深化させる必要を感じている。経済的發展段階や歴史状況が異なれば漁業関係の有する国際的意味も当然異なってくると考えられるからである。

文 献

- 浅野長光 (1962) 所謂自発的抑止について, p. 8-26.
布施 勉 (1988) 国際海洋法序説, 酒井書店, p. 46-48.
河合 譲 (1949) 米国漁業使節団報告書, 日本水産評論社, p. 11.
川上健三 (1972) 戦後の国際漁業制度, 大日本水産会, p. 80-109, 169-184.
今田清二 (1950) 米国・国際漁業政策の研究, 海洋漁業対策研究会編, p. 20-26.
L.L. レオナード (1950) 国際漁業規整論 (水産庁調査研究部資料課訳), p. 93-103, 125.
M. ウイルキンズ (1971) アメリカ経済界と極東問題 (蠟山道雄訳), 日米関係史, 東京大学出版会, p. 175-178.
中井 昭 (1988) 北洋漁業の構造変化, 成山堂書店, p. 23.
中村嘉壽 (1950) アメリカの水産事情, 水産界 726号, p. 30-31.
岡本信男 (1965) 近代漁業発達史, 水産社, p. 389.
岡本信男編 (1971) 日魯漁業経営史・第1巻, 水産社, p. 51-61, 122, 309-322.
岡本信男 (1984) 日本漁業通史, 水産社, p. 161-165, 189-190.
Pacific Fisherman (1936-1937).
The Department of State; Foreign Relations (1934-1941).
W.M. チャップマン (1953) プリトル湾及びベーリング海の沖合漁業・ベーリング海漁業, 北洋漁業研究会編, p. 71-83.
山本草二 (1976) 国際漁業紛争と法, 玉川選書, p. 88-93.